

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書
※住宅版 軽微な変更説明書別添資料（省エネ適合性判定変更部分）
(第一面)

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
☐ A 省エネ性能が向上する変更 ☐ B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く）	
(5) 備考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、軽微な変更説明書の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	省エネ適合性判定決裁

(第二面)

[A 省エネ性能が向上する変更（+省エネ性能に影響しない事が明らかな変更）]

・変更内容は、 ☐ チェックに該当する事項となる
☐ ① 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、又は開口部面積が増加しない変更。 ☐ ② 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 ☐ ③ 空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法の変更含む） ☐ ④ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 ☐ その他 （ ）
・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

[B 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定範囲でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の BEI= () ≤ 0.9
・変更の概要
☐ 床面積：主たる居室、その他の居室又は非居室、それぞれ 10%を超えない増減 ☐ 外皮：外皮合計面積に変更がなく、変更前の U_A 値、η_{AC} 値が基準値の 0.9 倍以下の場合の次のいずれかの場合（①or②or③+④も含む） ① 開口部の面積増加分が外皮合計面積の 1/200 を超えない変更 ② 変更する開口部面積が外皮合計面積の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能又はその両方が低下する若しくは日射遮蔽部材をなくす変更 ③ 変更する外皮の合計面積が外皮合計面積の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 ④ 基礎断熱の基礎形状等の変更
・添付図書等
注意）変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。